

第5章 土壌汚染

土壌汚染とは、土壌中に重金属、有機溶剤、農薬等の物質が、人の健康へ影響を及ぼす程度に含まれている状態をいいます。土壌が有害物質により汚染されると、その汚染された土壌を直接摂取したり、汚染された土壌から有害物質が溶け出した地下水を飲用すること等により人の健康に影響を及ぼすおそれがあります。

近年、工場跡地等の再開発・売却等の増加に伴い、土壌汚染が判明する事例が増えてきています。こうした背景を踏まえ、「土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康に係る被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護すること」を目的に、「土壌汚染対策法（以下「土対法」という。）」が制定されました（平成15年2月15日施行、平成22年4月1日、平成30年4月1日及び平成31年4月1日改正法施行）。また、この法制度を補完するため、大阪府では、府の地域状況に応じた土壌汚染対策を進めるため、「大阪府生活環境の保全等に関する条例（以下「府条例」という。）」を改正し、土壌汚染に関する規定を追加しました（平成16年1月1日施行、平成22年4月1日、平成22年11月30日、平成23年11月7日、平成29年4月1日、平成30年4月1日、平成31年4月1日、令和元年7月1日及び令和元年10月1日、令和2年4月1日改正府条例施行）。

また、土壌の汚染に係る環境基準は、平成3年8月に告示されています。（※：資料-11参照）

土対法は、土壌汚染の可能性の高い土地について、一定の機会をとらえ土地所有者等に土壌汚染状況調査を義務付けています。その結果、土壌汚染が判明した場合は区域指定し、人の健康に係る被害が生ずるおそれのある場合には必要な措置を講じることなどを定めています。

府条例では、土対法の規制を基本に調査対象物質にダイオキシン類を加えるとともに、土壌汚染状況調査の機会や土地の利用履歴調査を追加しています。また、土地の所有者等の責務について規定しています。

令和3年度は、土対法に基づく要措置区域の指定はありませんが、形質変更時要届出区域の指定を1件行い、形質変更時要届出区域の全部解除を1件行いました。

令和3年度末現在、豊中市内の要措置区域の指定はなく、形質変更時要届出区域の指定件数は28件、同一敷地内における形質変更時要届出区域の指定の一部追加件数は4件です。

また、令和3年度の土対法に基づく形質変更時要届出区域内における形質変更の届出等（土対法第12条関係）を受理した件数は2件で、汚染土壌の搬出時の届出等（土対法第16条関係）を受理した件数は2件です。

土対法・府条例に基づく届出等の手続関係について事前に相談に来られた件数は、令和3年度は28件、その他土地売買に関する情報関係の相談は448件です。

表5-1 要措置区域等の件数

	指 定 件 数		解 除 件 数		年度末時点の指定件数	
	要措置区域	形質変更時 要届出区域	要措置区域	形質変更時 要届出区域	要措置区域	形質変更時 要届出区域
平成22年度	0	2	0	1	0	1
平成23年度	0	0	0	0(1)	0	1
平成24年度	0	5	0	0	0	6
平成25年度	0	9	0	2	0	13
平成26年度	1	10	0	2(6)	1	21
平成27年度	0	1	0	2	1	20
平成28年度	0	2	0	1	1	21
平成29年度	0	4〔2〕	0	0(1)	1	25
平成30年度	0	1〔2〕	0	0	1	26
令和元年度	0	0	0	0	1	26
令和2年度	0	3	1	1(1)	0	28
令和3年度	0	1	0	1	0	28
合 計	1	38〔4〕	1	10(9)	—	—

※〔〕内は、指定の一部追加件数。()内は、一部解除件数。数値は令和4年3月31日現在。

表 5-2 令和3年度の要措置区域等の指定一覧

整理番号	指 定 年 月 日	指 定 番 号	形質変更時要届出区域の所在地（地番表示）	面 積 (㎡)	指定に係る特定有害物質の種類
整-R3-1	令和3年5月10日	形-38号	豊中市庄内西町5丁目25番、26番、31番2、34番1、35番1の各一部	849.33	トリクロロエチレン 鉛及びその化合物

※形-38号については、令和3年9月7日付けで指定解除。

※令和3年度は要措置区域の指定なし。

※最新の状況は、市ホームページ等でご確認ください。

※土対法施行の基本的な考え方は、以下の通知やガイドラインに基づきます。

- 平成31年3月1日付環水大土発第1903015号「土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について」
- 土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン改訂第3版（平成31年3月環境省）
- 汚染土壌の運搬に関するガイドライン改訂第4.1版（令和3年5月環境省）
- 汚染土壌の処理業に関するガイドライン改訂第4.1版（令和3年5月環境省）

※府条例については、以下の手引きとパンフレットをご確認ください。

- 土壤汚染対策法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく土壤汚染に係る調査・対策の手引き（令和3年4月）
- 大阪府の土壤汚染対策制度～土壤汚染対策法と大阪府生活環境の保全等に関する条例～

管理有害物質及び基準値

(令和3年4月1日改正)

分類	項目	含有量基準 (指定基準) (mg/kg)	溶出量基準 (指定基準) (mg/l)	第二溶出量基準 (mg/l)
特定有害物質 (揮発性有機化合物)	クロロエチレン (塩化ビニルモノマー)	—	0.002 以下	0.02 以下
	四塩化炭素	—	0.002 以下	0.02 以下
	1,2-ジクロロエタン	—	0.004 以下	0.04 以下
	1,1-ジクロロエチレン (塩化ビニリデン)	—	0.1 以下	1 以下
	1,2-ジクロロエチレン	—	0.04 以下	0.4 以下
	1,3-ジクロロプロペン (D-D)	—	0.002 以下	0.02 以下
	ジクロロメタン (塩化メチレン)	—	0.02 以下	0.2 以下
	テトラクロロエチレン (パークロロエチレン)	—	0.01 以下	0.1 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	—	1 以下	3 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	—	0.006 以下	0.06 以下
	トリクロロエチレン	—	0.01 以下	0.1 以下
	ベンゼン	—	0.01 以下	0.1 以下
	特定有害物質 (重金属等)	カドミウム及びその化合物	カドミウム 45 以下	カドミウム 0.003 以下
六価クロム化合物		六価クロム 250 以下	六価クロム 0.05 以下	六価クロム 1.5 以下
シアン化合物		遊離シアン 50 以下	シアンが検出されないこと	シアン 1 以下
水銀及びその化合物 うちアルキル水銀		水銀 15 以下	水銀 0.0005 以下 検出されないこと	水銀 0.005 以下 検出されないこと
セレン及びその化合物		セレン 150 以下	セレン 0.01 以下	セレン 0.3 以下
鉛及びその化合物		鉛 150 以下	鉛 0.01 以下	鉛 0.3 以下
砒素及びその化合物		砒素 150 以下	砒素 0.01 以下	砒素 0.3 以下
ふっ素及びその化合物		ふっ素 4000 以下	ふっ素 0.8 以下	ふっ素 24 以下
ほう素及びその化合物		ほう素 4000 以下	ほう素 1 以下	ほう素 30 以下
特定有害物質 (農薬等)	シマジン (CAT)	—	0.003 以下	0.03 以下
	チオベンカルブ (ベンチオカーブ)	—	0.02 以下	0.2 以下
	チウラム	—	0.006 以下	0.06 以下
	PCB (ポリ塩化ビフェニル)	—	検出されないこと	0.003 以下
	有機りん化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。)	—	検出されないこと	1 以下
ダイオキシン類	1000pg-TEQ/g 以下	—	—	

(注) mg/kg (土壌 1 キログラムにつきミリグラム) mg/l (検液 1 リットルにつきミリグラム)
pg-TEQ/g (土壌 1g につきピコグラム [2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン毒性換算値])